

## 第 2 0 号議案

足立区高齢社会対策基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区高齢社会対策基本条例の一部を改正する条例

足立区高齢社会対策基本条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

高齢社会の進展や核家族化の進行に伴い、独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれている。

こうした状況のもとでは、高齢者が生活の基礎となる健康に留意し、できる限り元気であり続けること、また、介護が必要な状態となっても尊厳を保ち自立した生活が送れるよう、様々な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み作りが求められている。

あわせて、高齢者を、社会的弱者としてではなく、高齢社会を支える一員として捉えることにより、高齢者の就業や様々な社会参加の条件整備、及びその潜在能力を社会に生かす仕組み作りを進める必要がある。さらに、高齢者を含め全ての世代がもてる力を出しあい、ともに支え合う地域社会の形成が必要である。

ここに、足立区における高齢社会対策の基本理念を明らかにして、その方向を示し、区と区民が協働・協創により高齢社会対策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

第 6 条第 1 項中「するため、」の次に「協働・協創により」を加え、「連携し、対等の立場で協働する」を「連携していく」に改め、同条第 2 項中「通して」の次に「協働・協創に取り組み」を加え、「連携し、協働す

る」を「連携していく」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

( 提案理由 )

足立区基本構想の策定に伴う改正のほか、規定を整備する必要がある  
ので、この条例案を提出いたします。